

## 小金西グレースこども園運営規程

### (施設の名称等)

第1条 社会福祉法人にじの会が設置する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 小金西グレースこども園

(2) 所在地 千葉県松戸市新松戸北2-11-3

### (施設の目的)

第2条 小金西グレースこども園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 当園は、教育・保育を提供するにあたり入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その心身の発達を積極的に増進することに最もふさわしい環境を提供するよう努める。

2 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、教育及び保育を一体的に行う。

3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園は、教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）、松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を一体的に提供する。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(給食及び食育活動)

第6条 当園は、必要な給与栄養目標量を確保しつつ、発達段階や健康状態、アレルギー等に配慮した給食を提供する。

2 当園は、園児の発育及び発達の過程に応じて食の体験を豊富にし、食を営む力の基礎を培うため園内食育活動を実施する。

3 当園の給食調理は、厚生労働省の定める大量調理施設衛生管理マニュアルに準ずるものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 園長 1人

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 教頭 1人

副園長(教頭)は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

(3) 主幹保育教諭 2人

主幹保育教諭は、園長（及び教頭）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育・保育をつかさどる。また、計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て活動等に積極的に取り組む。

(4) 保育教諭 15人以上

保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどる。

(5) 栄養士 2人

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育活動を行う。

(6) 調理員 1人

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(7) 事務職員 1人

事務職員は、当園の事務を行う。

(8) 学校医 1人

学校医は、園児の心身の健康管理を行うとともに定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(9) 学校歯科医 1人

学校歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(10) 学校薬剤師 1人

学校薬剤師は、環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、臨時にその他の職員を置くものとする。

(学年及び学期)

第8条 当園の教育に係る学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 1年を次学期に分ける。

(1) 前期 4月 1日から 9月30日まで(6ヶ月)

(2) 後期 10月 1日から 3月31日まで(6ヶ月)

(特定教育・保育を行う日)

第9条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 年始休日（1月1日から1月3日）

エ 年末休日（12月29日から12月31日）

(2) 保育認定子どもに係る休業日

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 年始休日（1月1日から1月3日）

ウ 年末休日（12月29日から12月31日）

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

（特定教育・保育の提供を行う時間等）

第10条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時から午後6時の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前9時から午後5時の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 教育標準時間は、午前8時30分から午後12時30分とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 午前7時から午後7時。

(2) 土曜日 午前7時から午後6時。

3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第11条 当園は、松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年松戸市条例第20号）第13条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

2 当園は、松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、別表1に掲げる実費を徴収する。

3 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表2に掲げる費用を徴収する。

4 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表3に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

第12条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	—	—	—	5人	5人	5人	15人
2号・3号	9人	15人	15人	25人	28人	28人	120人
合計	9人	15人	15人	30人	33人	33人	135人

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第13条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第12条に定める利用定員の総数を超える場合は、次の基準により選考を行なう。

(1) 兄弟姉妹が在園している児童を、優先して入園とする。

(2) 当園以外の児童施設への入園が困難な児童を、前号の次に優先して入園とする。

(3) その他児童及び家庭の状況を総合的に考査し、入園決定とする。

(4) 上記基準では判断がつかない場合、申し込みの順に入園決定とする。

3 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

4 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、できる限り協力するものとする。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第14条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

3 退園又は休園しようとする教育標準時間認定子どもの保護者は、理由を記して園長に届け出るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第15条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(非常災害対策)

第16条 園は、学校保健安全法の規程により、園児等の安全の確保を図るため、学校安全計画及び危険等発生時対処要領(以下「計画等」という。)を作成し訓練を

行うものとする。

- 2 当園は、計画等に基づき園児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに園児に避難方法等について理解させるよう努めるものとする。
- 3 当園は、年2回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。
- 4 当園は、年1回以上、安全に関わる訓練をするものとする。
- 5 当園は、第3項及び4項における訓練の結果を踏まえ計画等の検証及び必要な見直しを行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第17条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第18条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第19条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第20条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

(1) 幼保連携型認定こども園園児指導要録(学籍に関する記録については20年間保存)

(1) 教育・保育の実施に当たっての計画

(1) 提供した教育・保育に係る提供記録

(1) 条例第19条に規定する支給認定を行った市区町村への通知に係る記録

(1) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(1) 保護者からの苦情の内容等の記録

(園則)

第21条 この規程は、園則を兼ねる。

(委任)

第22条 この規程に定めることのほか、必要な事項は園長が定める。

附則

この規程は、令和 3年4月1日から施行する。



別表1（特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
1号・2号認定子どもに係る給食費	食事の提供に要する費用を徴収	月額 6,000 円
行事費	遠足等に係る交通費や施設使用料	随時、実費を徴収
カラー帽子	お散歩など園外保育時に着用	680円
出席ノート	1年間の出欠席の記録用	360円
出席シール	上記ノート用	270円
通園バッグ	着替えや連絡帳等を入れて使用	750円
乳児用エプロン	給食およびおやつ用	700円
アルバム代	卒園アルバム作成に係る費用	実費
教材費	クレヨン、自由画帳、はさみ等の購入費用（制作活動に使用するため）	実費

別表2

項目	金額
保育標準時間認定子どもの延長保育に係る利用者負担	月額 1,500 円（二人以上同時利用で二人目以降 750 円）
保育短時間認定子どもの延長保育に係る利用者負担	1時間ごと月額 1,000 円（二人以上同時利用で二人目以降 500 円）

別表3

項目	金額
教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担	1時間ごと月額 1,000 円（二人以上同時利用で二人目以降 500 円） 満三歳児 1時間ごと月額 2,000 円

制定日：2021年 4月1日

改正日：2021年 11月1日

改正日：2024年 4月1日